

岩出市公共下水道使用料に関する答申骨子
(案)

資料 3

1. 下水道使用料体系は、基本水量制と累進使用料制を組み合わせ採用するものとし、税込みで表示する。
2. 基本水量は1ヶ月当り10m³とし、累進使用料は基本水量区分を含めて3段階程度とする。
3. 下水道へ排除される汚水量は、上水道使用者にあつては水道使用量を以つて汚水量とする。井戸水など、上水道以外の水(井戸水等)を利用している利用者の場合は、世帯人数(店舗・旅館などは別途市長が定める基準による人数)に一定水量をかけ汚水量とみなす。上水道と井戸水等を併用する使用者にあつては、上記算出による汚水量の1/2に水道使用量を加えたものを汚水量とする。
4. 使用料水準は、全体で1m³ 当り150円程度と設定するが、基本水量に対してはより低廉な価格を設定するものとし、下表を妥当とした。

(消費税込み、単位:円)

水量区分(m ³ /月)		
0~10	基本使用料	1,050
10~30	1m ³ 当り	170
31~	1m ³ 当り	195
月 25m ³ 使用の場合		3,600

5. 井戸水を営業用に利用している、あるいは製氷業など上水道使用量と汚水量に著しい差異がある場合には別途算定するものとする。下水道使用者が水道メーター同等の計量器によって汚水量を証明できる場合には、その水量をもって汚水量とする。
6. 用途別使用料や水質使用料については、供用開始当初は設けないものとする。将来、下水道施設に影響を与える施設が接続することが明らかになった場合は、別途検討するものとする。